

家族信託を行うメリット

メリット	詳細
柔軟な財産管理が可能 委託者と受託者との契約で、どの財産をどのように管理や処分、運用をしてほしいのか決めるので、後見制度よりも柔軟な対策ができます。	柔軟な財産管理や運用を家族間で決めることができます。認知症などにより本人の判断能力が低下しても、財産が凍結されることなく、家族が契約内容に基づいて管理・運用できます。不動産の売却や購入、賃貸、金銭で生活費や療養費のサポートが可能です。
遺言書の代わりになる	遺言書と同様に、自身の死後の財産承継について明確に指定できます。遺産分割協議や遺言書による相続とは全く異なる財産の承継が可能です。また、子、孫の代と二次的、三次的に承継することまで指定できるため、より長期的な資産承継が可能です。
生前の対策と死後の対策を兼ねる	本人の判断能力が十分なうちに対策を講じることで、生前の財産管理と、死後の遺産承継の両方に対応できます。
家庭裁判所の手続きが不要	遺言書や成年後見制度と異なり、家庭裁判所の関与なしに家族だけで手続きを進めることができます。これにより、時間や手間、費用を削減できる場合があります。
ランニングコストが比較的低い	成年後見制度、任意後見制度に比べて、初期費用は高額になることが多いですが、信託がスタートしたのちは、後見人の報酬がかかることがある後見制度より、継続的にかかる費用はない、あるいは低額です。
信託契約の変更や、途中で終了させることも可能	現在の成年後見制度は、事実上、本人が死亡するまでやめることはできません。問題点を解決した後も、裁判所への報告や後見人の報酬がかかっても継続しなければなりません。家族信託は状況の変化によって、契約の変更や、信託を合意によって終了させる設定も可能です。